

提案年月日	平成17年9月16日			
提案名	ホルムアルデヒドの等級判定における大臣認定評価方法の一部見直し			
提案者氏名等	提案者氏名	フリガナ	ケンチクケンキュウカイハツコンソーシウム ホルムアルデヒドソクテイホウケントウカイ	
		氏名	建築研究開発コンソーシウム ホルムアルデヒド測定法検討会	
	提案者連絡先	所属	ホルムアルデヒド測定法検討会 幹事	
		氏名	田中清隆	
		住所	〒104-6204 東京都中央区晴海1-8-12 トリトンスクエアZ棟 4階	
		電話	03-6219-7127	FAX 03-5560-8022
	E-Mail	conso-cp@conso.jp		
	提案者所属	名称	建築研究開発コンソーシウム ホルムアルデヒド測定法検討会	
		住所	〒104-6204 東京都中央区晴海1-8-12 トリトンスクエアZ棟 4階	
		電話	03-6219-7127	FAX 03-5560-8022
E-Mail		conso-cp@conso.jp		
関連法規等	法律名称	建築基準法		
	関係条文・告示等	施行令第20条の5第4項関連		
提案内容				
<p>ホルムアルデヒド発散建築材料における規制対象外建築材料(F)の国土交通大臣認定業務において、認定機関の大臣認定業務方法書における小型チャンバー法の換気回数および試料負荷率の「詳細規定」を以下のように定めることが妥当であると考えられる。</p> <p>具体的には、F 建築材料の評価手法として小型チャンバー法を用いる際に、換気回数(単位は1/h)と試料負荷率(単位はm^2/m^3)の比n/Lの値が0.05m/hである条件にて評価を行い、その結果をもってF 建築材料の認定判断を行う方法を、大臣認定のスキームに追加いただきたい。</p>				
提案に係わる技術的根拠の主旨				
<p>建築基準法の技術的規準においては、ホルムアルデヒド発散材料の等級区分は、当該材料の面積制限の上限まで使用した状態での発散速度によると定められている。これは、規制対象外(F)建材の場合、換気回数nと試料負荷率Lの比$n/L=0.05m/h$の条件である。第三種発散建築材料(F)の場合は$n/L=0.25m/h$、第二種(F)の場合は$n/L=1.20m/h$である。</p> <p>しかし、現状において大臣認定の指定性能評価機関では20リットルの小型チャンバーを用いて、標準条件の$n/L=0.23m/h$($n=0.5$, $L=2.2$)で測定されている。建材のホルムアルデヒド放散速度は、n/Lによって変化するホルムアルデヒド濃度の影響を受けるため、n/L条件が異なると正確な評価が行えない。すなわち、F 建材などは正確な評価がなされていないといえる。</p> <p>よって、建築基準法でF 等級区分における想定条件の$n/L=0.05m/h$での評価を、F 建材の国土交通大臣認定評価のスキームに加えていただきたい。</p>				
その他、補足説明、提案の非公表に関する希望等				
<p>補足資料にて上記の内容の詳細を提案、説明いたします。(補足資料省略)</p> <p>今回大臣認定の業務方法書の見直しを行うと、これは同様の評価を行うJISあるいはJASへ波及も考えられ結果的に市販される建材の適正な評価につながると存じます。</p>				